

# 青果物流通標準化ガイドライン

令和5年3月

青果物流通標準化検討会

## パレット循環体制

番号	項目	内容
1	サイズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則 1,100mm×1,100mm (以下「標準パレットサイズ」という。)</li> <li>・ パレット化の推進に当たっては、手荷役を減らすことを基本としつつ、業種横断的なパレットの標準化の動向を踏まえ、二重投資によるコスト増にならないように留意すべき。</li> </ul>
2	材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木製パレットと比較してプラスチック製パレットは次に掲げる点に優位性があるため、プラスチックを推奨する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 衛生的であること</li> <li>② 耐久面に優れていること</li> <li>③ リターナブルであること</li> <li>④ リサイクル利用が可能であること</li> <li>⑤ 寸法精度の均一性が高いこと</li> <li>⑥ パレット重量が軽量であること</li> </ol> </li> </ul>
3	運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準パレットサイズのパレットの利用から回収までの運用はレンタルを基本とする。</li> <li>・ 青果物流通を持続するための変革にはパレット循環体系の構築が必須であり、適切なパレット管理が不可欠であることをすべての青果物流通業者の共通認識となるよう、検討会参加者全員が連携して意識の醸成に努める。</li> <li>・ パレット循環体制を構築するため、パレット情報等の情報共有システムを構築し、導入を推進する。</li> </ul>

## 場内物流

番号	項目	内容
1	場内物流改善推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 開設者・施設管理者を中心に、卸売業者、仲卸業者等市場関係業者が構成員となって、場内物流改善体制を構築し、場内におけるパレット管理、共用部における荷下ろし・荷捌き・荷積みの秩序形成、法令や契約・約款等を遵守した業務遂行の徹底に取り組む。</li><li>・ あわせて、特定産地でのパレット運用が始まる時は、パレット循環体制を検討するため、当該産地、市場関係者、パレットサプライヤーによる協議体制を構築する。</li><li>・ 農林水産省は、卸売市場における好事例の収集・共有するとともに、開設者の活動に対し積極的に関与する。</li></ul>
2	トラック予約システム	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 場内の荷下ろしスペースへの円滑な誘導を行い、荷下ろし待ち時間を削減するため、導入効果の検証も行いながらトラック予約システムの導入を推進する。</li></ul>

## コード・情報

番号	項目	内容
1	納品伝票の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準化の対象は               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 送り状</li> <li>② 売買仕切書</li> </ul>               を優先する。             </li> <li>・ 紙や電話、FAX などの手段ではなく、デジタル処理で業務が完結することを目指す。</li> <li>・ 帳票の電子化や帳票に QR コード等を記載することにより、検品等の業務の負荷の軽減を図る。</li> <li>・ 送り状については、               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出荷年月日</li> <li>② 送り状ナンバー</li> <li>③ 市場コード</li> <li>④ 卸売業者名</li> <li>⑤ 品名コード</li> <li>⑥ 品名</li> <li>⑦ 出荷者コード（JAコード）</li> <li>⑧ 出荷者名</li> <li>⑨ 荷姿</li> <li>⑩ 量目</li> <li>⑪ 等階級</li> <li>⑫ 数量</li> <li>⑬ 輸送手段</li> <li>⑭ 輸送会社</li> </ul>               を伝達すべき標準項目の基本とする。             </li> </ul>

## コード・情報（つづき）

番号	項目	内容
1	納品伝票の電子化（つづき）	<p>・ 売買仕切書については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出荷者コード（JAコード）</li> <li>② 出荷者名</li> <li>③ 仕切書ナンバー</li> <li>④ 売立日</li> <li>⑤ 出荷日</li> <li>⑥ 送り状ナンバー</li> <li>⑦ 品名コード</li> <li>⑧ 品名（軽減税率対象商品である旨＊）</li> <li>⑨ 荷姿</li> <li>⑩ 量目</li> <li>⑪ 等階級</li> <li>⑫ 数量</li> <li>⑬ 単価</li> <li>⑭ 合計（税抜・税込）</li> <li>⑮ 消費税額（8％）＊</li> <li>⑯ 消費税額（10％）＊</li> <li>⑰ 委託手数料（税抜）＊</li> <li>⑱ 差引仕切金額</li> <li>⑲ 登録番号＊</li> </ul> <p>を伝達すべき標準項目の基本とする。</p> <p>＊インボイス制度対応の場合、記載が必要な項目</p>

## コード・情報（つづき）

番号	項目	内容
2	コード体系の標準化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報伝達においては、<ul style="list-style-type: none"><li>① 青果物標準品名コード（ベジフルコード）</li><li>② 県連、JA、市場の事業者コード</li></ul>を用いる。</li><li>・ GS1 等への準拠については、業種横断的なSIP「スマート物流サービス」にて決定された「物流情報標準ガイドライン」の標準化項目等を参照することを基本とする。</li></ul>

## 外装サイズ

番号	項目	内容
1	パレット平面寸法	・ 原則 1,100mm×1,100mm
2	包装貨物を積み付ける最大平面寸法	・ 最大 1,100mm×1,100mm とし、オーバーハングしないよう積み付ける。
3	最大総重量	・ プラスチックパレットの設定耐荷重を踏まえ 1 t とする。
4	荷崩れ防止	・ 荷崩れ防止を講ずる際には、シュリンク包装を紐状にして用いるなど湿気による品質劣化を回避する方法とする。
5	外装サイズの寸法	・ 実証試験や主産県と検討を行った品目ごとに標準となる段ボールサイズについて設定を進める。 ・ 段ボールサイズ等が設定された品目については、導入する産地の拡大を推進する。